第　６０　号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和４年２月１８日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第１条　熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和２６年熊本県条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の３第１項第２号中「３０，５００円」を「４５，０００円」に改める。

第１５条の５第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に、「１００分の６２．５」を「１００分の５７．５」に改める。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和２９年熊本県条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に改める。

（熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正）

第３条　次に掲げる条例の規定中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（１）　熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１５年熊本県条例第１号）第８条第２項及び第９条第２項

（２）　熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成１５年熊本県条例第２号）第６条第２項

（３）　熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和２７年熊本県条例第１１１号）第４条

（４）　熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第２１号）第４条

（５）　熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和２８年熊本県条例第１１号の２）第５条

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第７条の３第１項第２号の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　令和４年６月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（第１号イにおいて「改正後の一般職給与条例」という。）第１５条の５第２項（同条第３項、第３条（第１号に係る部分に限る。）の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第８条第２項又は第３条（第２号に係る部分に限る。）の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第６条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下この項において「一般職給与条例」という。）第１５条の５第４項から第６項まで（熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成４年熊本県条例第１４号）第１５条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第１５条の１０第１項から第３項まで若しくは第６項（第３条（第３号に係る部分に限る。）の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例第４条、第３条（第４号に係る部分に限る。）の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例第４条又は第３条（第５号に係る部分に限る。）の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例第５条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）、第２条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第１６条第２項（同条第３項又は第３条（第１号に係る部分に限る。）の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「県立学校職員給与条例」という。）第１６条第４項から第６項まで（熊本県職員等の育児休業等に関する条例第１６条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第２１条第１項から第３項まで若しくは第６項（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和２９年熊本県条例第２０号。以下この項において「市町村立学校職員給与条例」という。）第１５条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第６号）第４条第１項又は公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成１３年熊本県条例第５３号）第４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１箇月以内に退職した

者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（一般職給与条例、県立学校職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）又は知事等（熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例第１条に規定する知事等をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）、教育長等（熊本県教育長等の給与等に関する条例第１条に規定する教育長等をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）若しくは議員（熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例第１条に規定する議員をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア　イ及びウに掲げる職員以外の職員　１２７．５分の１５

イ　改正後の一般職給与条例第１５条の５第２項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）　１０７．５分の１５

ウ　熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項に規定する特定任期付職員又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第４条第１項に規定する第１号任期付研究員若しくは第２号任期付研究員　１６７．５分の１０

（２）　再任用職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア　特定幹部職員以外の職員　７２．５分の１０

イ　特定幹部職員　６２．５分の１０

（３）　知事等、教育長等又は議員　１６７．５分の１０

3　令和３年１２月に熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年熊本県条例第４６号）その他の任命権者が人事委員会と協議して定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者（知事等、教育長等及び議員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（一般職給与条例、県立学校職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）又は知事等（熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例第１条に規定する知事等をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）、教育長等（熊本県教育長等の給与等に関する条例第１条に規定する教育長等をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）若しくは議員（熊本県議会議員

に対する議員報酬等に関する条例第１条に規定する議員をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年熊本県条例第４６号）の適用を受ける者その他の任命権者が人事委員会と協議して定める者との権衡を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める」とする。

4　知事等、教育長等又は議員に対する第２項の規定の適用に関し必要な事項は、知事が定める。

5　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

（提案理由）

一般職の職員及び特別職の職員の期末手当の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。